

# 消防用設備等の点検・報告について

消防法 17 条 3 の 3 の規定により、消防用設備等を設置した建物には年 2 回の設備の点検と所轄の消防署へ 1 年に 1 回(特定防火対象物)、または 3 年に 1 回(非特定防火対象物)の点検結果の報告が義務付けられています。

<p><b>点検の種類・期間</b></p>	<p>■機器点検(半年に 1 回)  <b>消防用設備等</b>の機器の適正な設置、損傷などの有無、そのほか主として外観から判断できる事項および機器の機能について簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類などに応じ、告示に定める基準に従い確認することです。</p> <p>■総合点検(1 年に 1 回)  <b>消防用設備等</b>の全部もしくは、一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備などの総合的な機能を消防用設備等の種類などに応じ、告示で定める基準に従い確認することです。</p>
<p><b>点検報告の作成</b></p>	<p>■点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。</p> <p>■報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、消防庁告示で定められています。</p>
<p><b>点検報告の 期限</b></p>	<p>■1 年に 1 回 <b>特定防火対象物</b>  (集会場、飲食店、店舗、旅館・ホテル、病院・福祉施設、地下街など)</p> <p>■3 年に 1 回 <b>非特定防火対象物</b>  (共同住宅、学校、工場・作業場、倉庫、駐車場、その他事業所など)</p>
<p><b>点検報告の 届出先</b></p>	<p>■防火対象物関係者が、大館市消防署長へ直接または郵送にて届出を行ってください。</p>
<p><b>罰 則</b></p>	<p>「消防用設備等点検報告義務(消防法第 17 条の 3 の 3)」の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者には 30 万円以下の罰金又は拘留(消防法第 44 条第 11 号)の罰則適用があるほか、その法人にたいしても罰金刑(消防法第 45 条第 3 号＝両罰規定)が科せられます。</p>

※ 消防法で消火器のみが義務付けられている小規模な防火対象物でも、「点検と報告」が必要になります。



← 点検済みの消防設備に張られています。